

議案第77号

佐野市職員の特殊勤務手当に関する条例の改正について

佐野市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例を次のように定めます。

令和5年6月2日提出

佐野市長 金子 裕

佐野市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例

佐野市職員の特殊勤務手当に関する条例（平成17年佐野市条例第54号）の一部を次のように改正する。

附則に次の見出し及び2項を加える。

（感染症等防疫作業手当の特例）

- 4 職員が、特定新型インフルエンザ等（新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）第2条第1号に規定する新型インフルエンザ等で、当該新型インフルエンザ等に係る同法第15条第1項に規定する政府対策本部が設置されたもの（市長が認めるものに限る。）をいう。）から市民の生命及び健康を保護するために行われた措置に係る作業に従事したときは、感染症等防疫作業手当を支給する。この場合において、第2条の規定は適用しない。
- 5 前項の手当の額は、作業に従事した日1日につき4,000円以内で市規則で定める額とする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

理 由

新たに感染症等防疫作業手当の特例を定めるため、本条例を改正したいので提案するものです。

佐野市職員の特殊勤務手当に関する条例の改正案 新旧対照表

現 行	改 正 案
<p>附 則 1～3 (略)</p>	<p>附 則 1～3 (略) <u>(感染症等防疫作業手当の特例)</u> 4 <u>職員が、特定新型インフルエンザ等(新型インフルエンザ等対策特別措置法(平成24年法律第31号)第2条第1号に規定する新型インフルエンザ等で、当該新型インフルエンザ等に係る同法第15条第1項に規定する政府対策本部が設置されたもの(市長が認めるものに限る。)をいう。)から市民の生命及び健康を保護するために行われた措置に係る作業に従事したときは、感染症等防疫作業手当を支給する。この場合において、第2条の規定は適用しない。</u> 5 <u>前項の手当の額は、作業に従事した日1日につき4,000円以内で市規則で定める額とする。</u></p>